

(仮称)史跡センター建設工事 基本設計書

平成28年3月

小牧市

完成予想図

… 3

I 計画条件

1 基本条件	1-1	施設名・設置主体	…	4
	1-2	敷地所在地		
	1-3	敷地に対する事項		
	1-4	敷地面積		
	1-5	(仮称)史跡センターの用途	…	5
	1-6	主な部屋の用途		
	1-7	建設スケジュール	…	6
2 敷地条件	2-1	敷地案内図	…	7
	2-2	現況敷地図	…	8
3 関連法規チェックリスト			…	9

II 建築計画

1 計画方針	1-1	計画方針	…	14
	1-2	配置計画	…	15
	1-3	施設計画	…	16
2 環境計画	2-1	環境計画の方針	…	17
	2-2	省エネルギー		
	2-3	省資源・リサイクル		
	2-4	環境保全		
3 福祉計画	3-1	福祉計画の方針	…	18
	3-2	福祉計画の基本事項		
	3-3	福祉整備の考え方と措置		
	3-4	整備基準	…	19
		チェックリスト(1)～(3)		
4 計画図	4-1	建築概要	…	22
	4-2	配置図	…	23
	4-3	配置・平面図	…	24
	4-4	立面・断面図01	…	25
	4-5	断面図02	…	26
5 求積図・求積表			…	27
6 仕上計画			…	28
7 コスト縮減計画			…	29

Ⅲ 構造計画

1 構造計画の方針	… 30
2 構造計算の方針	
3 構造計算概要	… 31

Ⅳ 設備計画

1 電気設備計画	… 32
2 機械設備計画	… 34

Ⅴ 工事費概要書

工事費概要書	… 36
--------	------

参考資料

CGパース：上空より	… 37
CGパース：敷地入口部分より	… 38

完成予想図



I. 計画条件**1. 基本条件**

1-1 施設名・ 設置主体	施設名	(仮称)史跡センター
	設置主体	小牧市堀の内三丁目1番地 小牧市長 山下 史守朗

1-2 敷地所在地	住所	小牧市堀の内一丁目2番地
	地名地番	小牧市堀の内一丁目2番地の一部

1-3 敷地に対する 事項	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第一種中高層住居専用地域
	防火地域	指定なし（法22条区域）
	その他指定	急傾斜地崩壊危険箇所

法定建蔽率／容積率 60／200%

道路巾	路線番号	路線名称	標準有効幅員	歩道
北側：－				
東側：－				
南側：県道197号線	3・4・34	小牧春日井線	16m	あり
西側：－				

日影	測定高さ	4m
	測定時間	4.0時間（敷地境界線から5～10mの範囲） 2.5時間（敷地境界線から10mを超える範囲）
	緯度・経度	北緯：35°17'27 東経：136°54'49
その他		

1-4 敷地面積	5,824.91 m ²
----------	-------------------------

1-5 (仮称) 史跡センターの用途

小牧山の史跡としての価値を高め、より理解を深めるための情報を発信する、ビジターセンター的機能を持つ拠点として、また、市のシンボルである小牧山を中心に育まれてきた歴史や文化、残された貴重な自然をとおした交流拠点として活用を行う。

1-6 主な部屋の用途

1. ホール（正面）
 - ・ エントランスとして小牧山のガイダンス空間を展開。
2. シアター
 - ・ 映像を主とした展開を行い、小牧山の多様性を伝えるエリア。
来館者へ小牧山の魅力や、他の展示内容などへの興味喚起を行う。
3. 常設展示室
 - ・ 戦国時代を中心として、小牧山の魅力を伝える様々な展示を行う。
4. 企画展示室
 - ・ 更新性のある展示室として活用。資料室、収蔵品展示室と併せて部屋の構成を組み替えることが出来る、フレキシブルな空間とする。
5. 資料室
 - ・ 蔵書や報告書などの書籍資料を中心に設置した、資料研究スペース。
6. 収蔵品展示室
 - ・ 発掘調査の出土品や使用する器具などを展示する。
7. レクチャールーム兼学習体験室
 - ・ 校外学習で訪れた小・中学生、一般団体などに、映像を用いて小牧山について解説したり、ワークショップを行ったりするなど、団体での利用に対応する。
8. 倉庫（レクチャールーム）
 - ・ レクチャールームをフラットに使用する場合など、机・椅子を収納する。
9. 外倉庫
 - ・ 屋外の活動で使用する機材や掃除道具などを収納する。
10. 交流サロン
 - ・ 屋外に整備された土塁などを窓越しに見ることができ、施設利用者の誰もが気軽にだんらんでできるコーナーを設ける。
11. 事務室
 - ・ (仮称) 史跡センターを運営する職員の執務室。
12. 倉庫（事務室）
 - ・ (仮称) 史跡センターを運営するに当たり必要な諸機材等を収納する。

1-5 建設スケジュール

6

I. 計画条件

2. 敷地条件

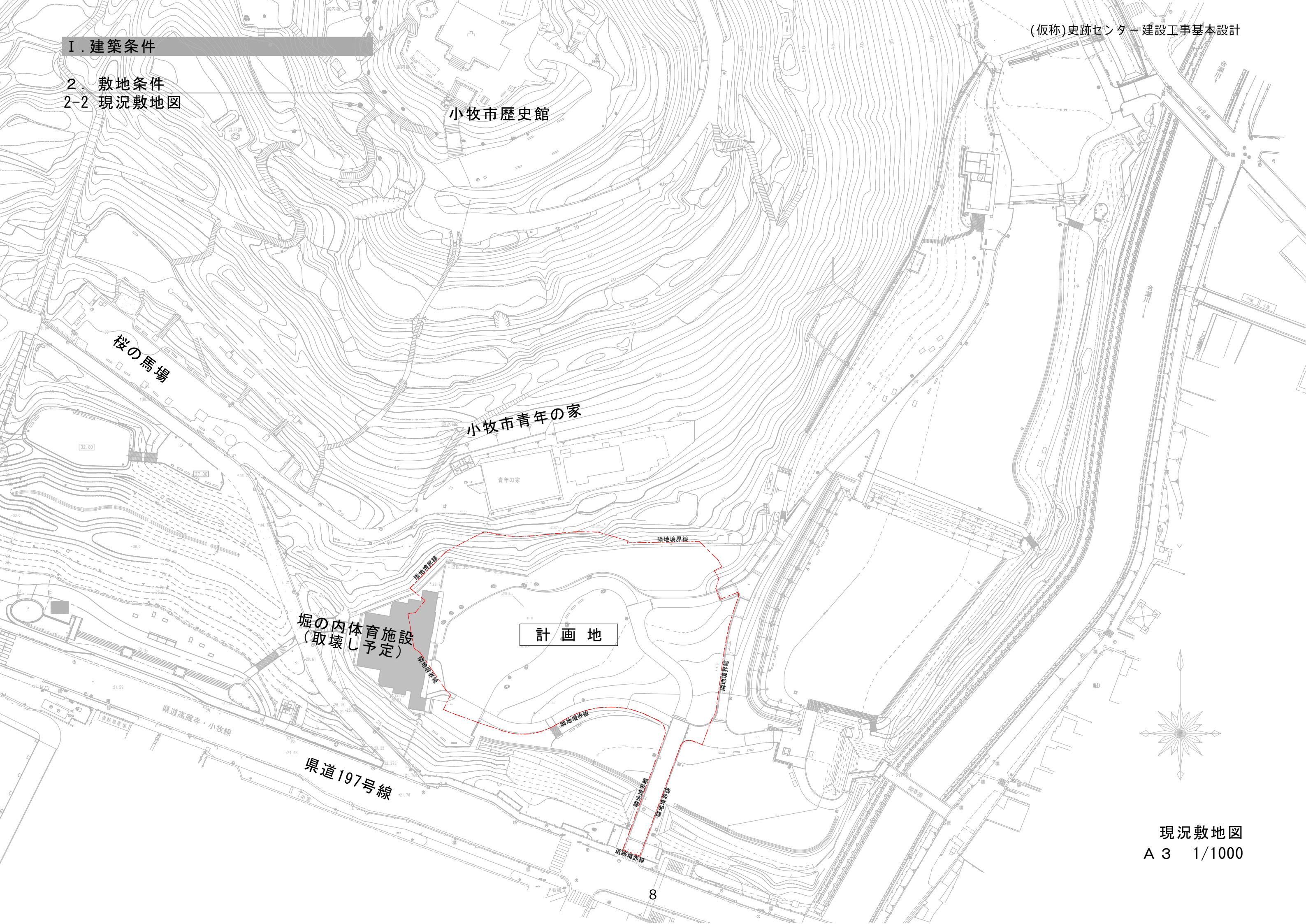
2-1 敷地案内図



I. 建築条件

2. 敷地条件

2-2 現況敷地図



I. 計画条件

3. 関連法規チェックリスト

1) 建築基準法							
計画場所		小牧市堀の内一丁目2番地の一部					
敷地面積		5,824.91 m ²					
道路	前面道路	道路巾	路線番号	路線名称	標準有効幅員	歩道	その他
		南側：県道197号線	3・4・34	小牧春日井線	16m	あり	
		西側：					
		北側：					
		東側：					
	位置指定道路	申請 ☐ 要 ☒ 不要 (年 月 日第 号)					
	42条2項道路	申請 ☐ 要 ☒ 不要 (道路後退距離 m)					
	都市計画道路	☒ 有 (名称：小牧春日井線 ・幅員：16m) ☐ 無					
その他	☐ 水路敷 ☐ 線路敷 ()						
建築基準法 集団規定	都市計画	☒ 区域内 ☐ 区域外 ☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域					
	用途地域	☐ 第1低層住専 ☐ 第2低層住専 ☒ 第1中高層住専 ☐ 第2中高層住専 ☐ 第1住居 ☐ 第2住居 ☐ 準住居 ☐ 近隣商業 ☐ 商業 ☐ 準工業 ☐ 工業 ☐ 工業専用 ☐ 指定なし					
	防火指定	☐ 防 火 ☐ 準防火 ☒ 指定なし					
	特別用途地域	☐ 文教地区 ☐ 特別工業地区 ☐ 研究開発地区 ☐ 中高層階住宅専用地区 ☒ 指定なし					
	高度地区	☐ 10m高度地区 ☐ 15m高度地区 ☐ 20m高度地区 ☐ 最低限高度地区 ☒ 指定なし					
	美観地区	☐ 指定あり ☒ 指定なし					
	風致地区	☐ 第1種風致地区 ☐ 第2種風致地区 ☒ 指定なし					
	宅地造成規制区域	☐ 区域内 ☒ 区域外		砂防指定区域	☐ 区域内 ☒ 区域外		
	急傾斜地崩壊危険区域	☐ 区域内 ☒ 区域外		地区計画区域	☐ 区域内 ☒ 区域外		
	臨海部防災区域	☐ 区域内 ☒ 区域外		建築協定	☐ 区域内 ☒ 区域外		
	建ぺい率	60 %		容積率	200 %		
	壁面後退	☐ 有 (☐ 1m ☐ 1.5m) ☒ 無					
	日影規制	指定なし 高さ10mを越える建築物適用 5mライン：(4)時間 10mライン：(2.5)時間 測定地盤面：(+4)m					
	22条.23条	☒ 該 当 ☐ 該当なし					
	角地適用	☐ 有 ☒ 無					
	絶対高さ	☐ 有 ☒ 無					
	開発行為	☒ 該当 ☐ 該当なし 市街化区域内でその区域の面積が500㎡以上、且つ、「区画形質の変更」にあたる行為を行う場合には、小牧市長の許可が必要。					
	道路斜線	☒ (用途地域) 第1中高層住専 $H = 1.25 A$ $A = \text{後退距離}$ $L = 20 \text{ m}$					
	その他	☒ 埋蔵文化財 ☐ 消防用水利 ☒ 急傾斜地崩壊危険箇所 ☒ 新川流域 (特定都市河川流域)					

I. 計画条件

3. 関連法規チェックリスト

建築基準法 単体規定	居室	採光面積			その他 採光に有効な開口部の条件	床面積の1/20以上 H≦2.5D	
		換気面積	居室全て	床面積の1/20以上（機械換気による緩和あり）			
		排煙面積	居室全て	床面積の1/50以上			
		天井高	居室	2.1m以上			
	避難	廊下巾	両側居室	2.3m以上			
			その他	1.8m以上			
		階段	階段踊場幅	1.4m以上			
			けあげ	18cm以下			
			踏 面	26cm以上			
			踊場位置	高さ3m以内ごと			
			直階段の踊場幅	1.2m以上			
			避難階段・特別避難階段	5階以上の階に通じる直通階段			
			直通階段に至る歩行距離	主要構造部耐火構造で50m以下 （重複区間25m以下）			
			敷地内 避難通路		幅1.5m以上		
			大規模建築物の構造制限		○該当 ●該当なし	延べ面積3,000㎡以上、主要構造部は木造禁止	
			耐火建築物		○該当 ●該当なし	※但し、関連法規により任意に設定	
			準耐火建築物		○該当 ●該当なし	※但し、関連法規により任意に設定	

I. 計画条件

3. 関連法規チェックリスト

2) 消防法		
防火対象物（8）項の図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの		
収容人員：259人（収容人員＝従業者数3人＋常設展示室、事務室等の床面積の合計765.36㎡/3 256人）		
設備項目	要・不要	対 象 物 条 件
防火管理者	●要 ○不要	収容人員 50人以上
防災防火対象物	○要 ●不要	高さ31mを越えるもの
消 火 器	●要 ○不要	一 般（延べ面積300㎡以上）
屋内消火栓設備	○要 ●不要	2号消火栓（延べ面積2100㎡以上 主要構造部を耐火構造＋内装制限）
スプリンクラー設備	○要 ●不要	無窓階（床面積2000㎡以上）
特殊消火設備	○要 ●不要	発電機・変圧器等電気設備（床面積 200㎡以上） 鍛造場・ボイラー室・乾燥室等（床面積 200㎡以上）
屋外消火栓設備	○要 ●不要	1・2階床面積合計 耐火：9000㎡以上
動力消防ポンプ設備	○要 ●不要	屋内・屋外消火栓設備設置対象物
消 防 用 水	○要 ●不要	敷地面積20000㎡以上で1・2階床面積合計耐火：15000㎡以上（注-1）
漏電火災警報器	○要 ●不要	延べ面積 500㎡以上 （注－2）
消防機関へ通報する 火災報知設備	○要 ●不要	延べ面積 1000㎡以上
非常警報設備	○要 ●不要	ベル等＋放送設備（収容人員800人以上）
避 難 器 具	○要 ●不要	2階以上の階・地階 収容人員50人以上（耐火構造の2階を除く）
自動火災報知設備	●要 ○不要	一 般（延べ面積 500㎡以上）
ガス漏れ火災警報設備	○要 ●不要	
誘 導 灯	○要 ●不要	○避難口・通路（地階・無窓階・11階以上の部分） ●誘導標識（全部）
排 煙 設 備	○要 ●不要	
連結散水設備	○要 ●不要	地 階（床面積の合計 700㎡以上）
連結送水管	○要 ●不要	・地階を除く階数が7以上・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6000㎡以上 ・道路の用に供される部分を有するもの
非常コンセント設備	○要 ●不要	一 般（階数11以上のもの 11階以上の階）
無線通信補助設備	○要 ●不要	
防災センター	○要 ●不要	高さ31mを越えるもの
採 水 口	○要 ●不要	・地階を除く階数が7以上で、延べ面積5000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6000㎡以上
消防隊進入口	○要 ●不要	高さ9 m以上
避難バルコニー	○要 ●不要	階数11以上のもの又は高さ31mを越えるもの
火災階表示盤	○要 ●不要	非常用エレベーターを設けるもの
フード・ダクト用、レンジ用又は フライヤー用自動消火装置	○要 ●不要	スプリンクラー設備の設置を要するもの （注－3）
消防検査対象物	●要 ○不要	延べ面積 500㎡以上
注－1 同一敷地内に2以上の建築物がある場合、相互の外壁間の中心線からの水平距離が1階3 m以下、2階5 m以下である部分を有するものは床面積を合計する。ただし、屋外消火栓設備にあつては、耐火・準耐火建築物を除く。		
注－2 間柱若しくは下地を不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄鋼入りの壁、根太若しくは下地を不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄鋼入りの床又は天井野縁若しくは下地を不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄鋼入りの天井を有するものに設置		
注－3 油脂成分を含む蒸気を発生する厨房設備に設置		

I. 計画条件

3. 関連法規チェックリスト

消防車進入口、	消防車進入口	○要 ●不要
消防用進入路及び	消防用進入路	○要 ●不要
消防活動用空地	消防活動用空地	○要 ●不要
の設置基準		
消防水利	○要 ●不要	敷地面積7000㎡以下（住宅地以外の造成） 敷地内が現況消防水利まで120m以内

3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法） ※平成28年度中、届出可能

第二種特定建築物：床面積の合計 300㎡以上2000㎡未満

外皮	PAL *	1.0以下
設備	一次エネルギー消費量	1.0以下

※今回の建物は、上記の基準値以下となるように計画を行うものとする。

※参考

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）（平成28年4月施行）

適合義務や届出等の規制措置：平成29年4月施行予定

容積率特例、表示制度等の誘導的措置：平成28年4月施行

4) CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEEあいち（愛知県建築物環境配慮制度）

特定建築物	○要 ●不要	床面積2,000㎡超
-------	--------	------------

5) 文化財保護法

記念物	●有 史跡小牧山 ○無
-----	----------------

6) 労働安全衛生法（事務所衛生基準規則）

職員総数： 3人

気 積	労働者を常時就業させる室の気積は、労働者1人当たり10m以上としなければならない。（第2条）
換 気	自然換気において床面積の1/20以上とする。ただし、換気が十分に行なわれる性能を有する設備を設けたときは、この限りではない。（第3条）
温 度	室の気温が10度以下の場合は、暖房する等適当な温度調節の措置を講じなければならない。（第4条）
燃焼器具	燃焼器具を使用する室又は箇所には、排気筒、換気扇その他の換気のための設備を設けなければならない。（第6条）
照 度	精密な作業：300ルクス以上 普通の作業：150ルクス以上 粗な作業：70ルクス以上（第10条）
便 所	男子用と女子用に区別すること。（第17条）

I. 計画条件

3. 関連法規チェックリスト

7) その他の関連する条例・指導要綱・基準等	
国土交通省	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)
愛知県	「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」「福祉環境整備一覧表」(別表)
愛知県	「人にやさしい街づくり整備指針」

9. 出願手続き一覧表			
区分	申請・届出の名称	提出先	法令
建築	確認申請書	愛知県・確認申請審査機関	建築基準法
	開発行為	小牧市	都市計画法
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(リサイクル法)	愛知県	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	〃	エネルギーの使用の合理化に関する法律
	認定申請書	〃	バリアフリー法
	特定施設整備計画届出書	〃	人にやさしい街づくりの推進に関する条例
電力	保安規程届	通産局	電事法 42条
	主任技術者選任届(委託可)	〃	〃 43条
	受電認可申請	〃	受電調整等規則 1条
	自家用電気工作物使用開始届	〃	〃 53条
	自家用電気使用申込	電力会社	電気供給約款
	電気需給契約	〃	〃
	自家用電気工作物	〃	〃
	自主検査成績書	〃	〃
	電灯・電力使用申込	〃	〃
通信	加入申込	電話会社	電話サービス
設備	火気使用届	小牧市消防本部	消防法
	騒音発生施設届	小牧市 市民生活部 環境対策課	騒音規制法
	水道引込み申込み届	小牧市 上下水道部 水道課	水道法
	下水道申込み届	小牧市 上下水道部 下水道課	下水道法

Ⅱ. 建築計画

1. 計画方針

1-1 計画方針

1. 小牧山の歴史や自然に調和した風景

小牧山に呼応するように勾配屋根とし、曲輪や石垣の魅力である連なる形状や角度を屋根形状に生かしました。

緩やかに広がる曲輪のイメージを屋根を水平に連続させて表現しています。屋根勾配は、曲輪跡をイメージできるように曲輪の勾配にあわせています。

2. 曲輪や石垣のイメージを印象づける施設

小牧山は、城郭遺構の性格上、当時のイメージが湧きにくく、市民や訪れる人々にアピールしにくい部分があります。市民や訪れる人々に曲輪や石垣を印象付ける表現を建物形態に落とし込みます。

又、遺構の再建と誤解を受けない様に直接的な石垣の模倣を避け、モチーフとして表現します。

大きく覆われた屋根には、亜鉛合金板を採用します。

亜鉛独特の素材感が落ち着いた雰囲気をつくりだし、時間と共に周囲の自然に馴染んでいきます。

3. 遺構への配慮

計画予定地は、旧小牧中学校の校舎跡地であり、建設時に造成工事が行われ造成レベル、校舎の基礎掘削レベルに遺構は、存在しないと考えられます。

よって、計画建物の基礎底盤は、旧校舎の基礎底盤レベルまでに抑える計画とします。

基礎杭についても使用せずに直接基礎とします。

建物重量を抑えて柱スパンを拡げる為に、屋根は鉄骨造とします。

Ⅱ. 建築計画

1. 計画方針

1-2 配置計画

1. 計画位置

- ・ 曲輪・・・ 建設位置は、『(仮称)史跡センター基本構想』に基づき曲輪218と推定される位置とします。
- ・ 旧建物・・・ 旧小牧中学校校舎の建設範囲に当てはめて計画することで史跡を保護します。
- ・ がけ地・・・ 急傾斜地崩壊危険箇所に指定された場所の為、安全を考慮して愛知県建築基準条例第8条（がけ条例）対象範囲内から建物位置を外します。

2. 基本構想との相違点について

- ・ 曲輪範囲・・・ 屋根と軒で曲輪の範囲を表現するとなっていましたが曲輪217は、愛知県建築基準条例第8条（がけ条例）対象範囲内で建物を建てるのが困難な為、表現することができません。よって、植栽等で表現します。
 屋根の勾配を曲輪の勾配にあわせていますが、高さについては、史跡を保護する為に旧校舎の基礎底盤レベルに計画建物の掘削レベルを合わせる必要があります。よって展示室等の天井高を確保する為に、必要に応じて建物の高さを曲輪の高さより高くしています。
 屋根で曲輪範囲を表現できない箇所は、床仕上げの切替、色等で範囲を示します。
- ・ 出入口・・・ 建物のエントランスを推定される出入口としてしつらえるとなっていましたが、プランニング上ずれてしまう為、屋根勾配の切替で表現しています。
- ・ その他・・・ 一見しても認識しにくい点については、シンボリックな屋根を設定して、訪れる人々に認識しやすい建物としています。
- ・ 背後の山々と風景に調和した建物の仕上げとします。

Ⅱ. 建築計画

1. 計画方針

1-3 施設計画

1. 分かりやすい施設

- ・ エリア… 基本構想で列挙された必要諸室を事務管理・展示・レクチャールームと3つのエリアへ明確に分けて、機能的で分かりやすくします。
- ・ 動線… 初めて訪問する人々が建物入口ホールから各エリア、諸室に分かりやすくアクセスできるようにします。

2. 管理・安全に配慮した施設

- ・ 安全… 事務室をエントランス、各エリアを見渡せる位置に設定して、入口・外部テラス・館内全体の様子が分かる様にします。
- ・ 管理… 常設展示室前の通路と東側ホールの間にある扉を閉鎖することで展示エリアとレクチャールームエリアを分けて管理することが出来ます。
- ・ 耐震性… 市民や訪れる人々が安心して利用できる施設として耐震性と十分な安全性を確保します。またバランスのよい明快でシンプルな構造で高い耐震性能の実現と合理化を図ります。

3. 景観に配慮した施設

敷地周辺と調和した施設にすることで史跡の景観を守ります。

石垣をモチーフとした屋根形状は、南側敷地入口のアプローチから施設の位置を認識できます。又、小牧山の山頂から降りてきたアプローチからは、石垣が連なるような屋根形状を上から見下ろすことが出来ます。

4. 維持管理しやすい施設

- ・ 長寿命化… 建物を囲む庇は建物の長寿命化、環境負荷の低減を図ります。
建物北側は、森林が広がり落葉が多いので樋の詰まりを防ぐ為、軒樋を設置せずに直接屋根から雨水を落とす計画とします。
- ・ 更新… 将来の更新を考慮した単純明快な設備とします。

Ⅱ. 建築計画

2. 環境計画

2-1 環境計画の方針

計画地及び周辺の自然環境に配慮し、環境に優しく、長く使い続けられる施設とします。

1. 省エネルギー
2. 省資源・リサイクル
3. 環境保全

2-2 省エネルギー

- ・ **設備システムの効率化**

- ・ 照明器具に高効率機器や管理制御、人感センサーを採用することで消費電力を減らします。
- ・ 空調、給湯設備において高効率機器を採用してエネルギー効率を高めます。
- ・ 節水型のフラッシュバルブや自動水栓、泡沫水栓など節水型衛生機器を採用することで給水の消費量を減らします。

- ・ **高気密、高断熱**

- ・ 高気密、高断熱の材料を採用の検討。

- ・ **自然エネルギーの直接利用：パッシブデザイン**

地域や地球規模での自然環境に対して負荷を低減するためには、機械設備等できるだけ使用しないで自然を上手に取り入れたり、エネルギーとして活用する極力パッシブ（受動的）なシステムであることが望ましいと考えます。

- ・ 庇により、夏の直射日光を遮断し、冬は日射を取り込みます。
- ・ 天井高を利用して室内の圧力差と温度差により低い位置の窓から入気し、空間の上部に通風窓、排気口を設けて、下から上への空気の流れをつくり、積極的に垂直の通風を作り出します。

2-3 省資源・リサイクル

- ・ **エコマテリアルの採用**

（優れた性能、地球環境への低負荷・完全循環利用、なじみやすい）

- ・ リサイクル建材の採用
- ・ 解体容易な材料・工法の検討

- ・ **プレハブ化、ユニット化、リサイクルの促進**

- ・ 部材のプレハブ化による精度、品質確保
- ・ 設備ユニットの採用
- ・ 建設廃材の削減

2-4 環境保全

- ・ **室内環境**

- ・ 各居室に十分な自然通風や換気が得られる窓を設け、内部の使用材料にはJIS『F☆☆☆☆』を採用し、シックハウス対策をします。

Ⅱ. 建築計画

3. 福祉計画

3-1 福祉計画の方針

1. 共有できる空間
 - ・様々な人たちが一緒に利用できる施設とします。
2. わかりやすい空間
 - ・空間構成を分かりやすくすることで利用しやすい施設とします。
3. 安全な空間
 - ・見通しをよくすることで未然に事故を防ぐ工夫をします。

3-2 福祉計画の基本事項

愛知県『人にやさしい街づくりの推進に関する条例』の整備基準を順守する。

3-3 福祉整備の考え方と措置

1. 敷地内通路
 - ・安全確保のため、歩行者と車（作業車）の動線の分離。
 - ・交差したり屈折する部分は見通しをよくする。
2. 廊下
 - ・高低差や段ができないようにする。
 - ・車いす等の利用を考慮して十分な幅を確保する。
3. 出入口
 - ・扉は認識しやすく、容易に通過できるようにする。
 - ・受付カウンター等は、適切に接遇できるように、出入口から見通しの良い位置に設置する。
4. 階段
 - ・転落、転倒等の事故が起こりやすい場所なので、安全面も含め、上り下りしやすい勾配・仕上、段の認識しやすさを考慮する。
5. 便所
 - ・位置や内部レイアウトを分かりやすくする。
 - ・様々な障害に配慮し、乳幼児連れが利用しやすくする。
6. 案内表示
 - ・建物空間の中で案内表示の位置を認識しやすくするようにデザインする。

Ⅱ. 建築計画

3. 福祉計画

3-4 整備基準チェックリスト (1)

【1 敷地内の通路】

整備基準		チェック
不特定多数の者等が利用するもの	1 表面を滑りにくく、平たんにすること。	○
	2 排水溝のふたをつえ等が落ち込まないものとする。	○
	3 段がある部分は、【4 階段（不特定多数の者等が利用するもの）】に準ずる構造とすること。	○
	4 傾斜路の構造	
	イ 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	○
利用円滑化経路・便所までの経路	□ 手すりの設置の有無（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える場合）	○
	ハ 色等により存在を容易に識別できるようにすること。	○
	ニ 両側に転落を防ぐ構造を設けること（側面が壁面の場合を除く。）。	○
	1 有効幅員：1.4m以上	○
	2 段の有無	○
	段がある場合	
	イ 傾斜路の併設の有無	○
	□ 昇降機の併設の有無	○
	3 傾斜路の構造	
	イ 有効幅員 段に代わるもの：1.4m以上 段に併設するもの：90cm以上	○
4 戸の構造	□ 傾斜路の勾配：1/15以下（高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下）	○
	ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場の設置の有無	○
	ニ 傾斜路の始点及び終点の水平な部分の長さ：1.5m以上	○
	イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	○
	□ 前後の高低差の有無	○

【2 廊下等】

整備基準		チェック
不特定多数の者等が利用するもの	1 表面を滑りにくく、平たんにすること。	○
	2 排水溝のふたをつえ等が落ち込まないものとする。	○
	3 段がある部分は、【4 階段（不特定多数の者等が利用するもの）】に準ずる構造とすること。	○
	4 傾斜路の構造	
	イ 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	○
利用円滑化経路・利用居室内の主要な通路	□ 手すりの設置の有無（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える場合）	○
	ハ 色等により存在を容易に識別できるようにすること。	○
	ニ 両側に転落を防ぐ構造を設けること（側面が壁面の場合を除く。）。	○
	1 有効幅員：1.4m以上	○
	2 段の有無	○
	段がある場合	
	イ 傾斜路の併設の有無	○
	□ 昇降機の併設の有無	-
	3 傾斜路の構造	
	イ 有効幅員 段に代わるもの：1.4m以上 段に併設するもの：90cm以上	○
4 戸の構造	□ 傾斜路の勾配：1/12以下（高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下）	○
	ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場の設置の有無	○
	ニ 傾斜路の始点及び終点の水平な部分の長さ：1.5m以上	○
	イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	○
	□ 前後の高低差の有無	○

Ⅱ. 建築計画

3. 福祉計画

3-4 整備基準チェックリスト (2)

【3 出入口（利用円滑化経路を構成するもの・地下街のもの）】

整備基準		チェック
1 有効幅員	イ 直接地上へ通ずる出入口：90cm以上	○
	□ その他の出入口：80cm以上	○
2 段の有無		○
3 戸の構造	イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	○
	□ 前後の高低差の有無	○

【4 階段（不特定多数の者等が利用するもの）】

整備基準		チェック
1 回り階段の有無		該当無し
2 手すりの設置の有無		○
3 段鼻を滑りにくくすること。		○
4 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		○
5 色等により容易に識別できるようにすること。		○
6 段鼻をつまづきにくい構造とすること。		○

【5 エレベーター（利用円滑化経路を構成するもの）】 →該当無し

【6 便所（不特定多数の者等が利用するもの）】

整備基準		チェック
1 段の有無		該当無し
段がある場合	傾斜路の有無	－
	傾斜路が (1) 傾斜路の勾配：1/12以下（高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下）	－
	ある場合 (2) 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	－
2 床の表面を滑りにくくすること。		○
3 各便所の1以上の便所の構造	イ 洋式便器の設置の有無	○
	□ 手すりの設置の有無	○
4 出入口に近い小便器の周囲に手すりを設置し、床置き等とすること。		○
5 附帯設備の設置	イ 乳幼児用いす等の設置の有無	○
	□ 乳幼児用ベッド等の設置の有無	○
	ハ オストメイト対応設備の設置の有無	○

【7 車いす使用者用便房】

整 備 基 準			チェック
車いす使用者用便房の有無			○
車いす使用者用便房がある場合	イ 便房のある便所の出入口の有効幅員：80cm以上		○
	□ 便房の構造	(１) 便房の出入口の有効幅員：80cm以上	○
		(２) レバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台の設置の有無	○
		(３) 洋式便器の設置の有無	○
		(４) 手すりの設置の有無	○
		(５) 車いす使用者等が円滑に利用できる十分な空間の有無	○

Ⅱ. 建築計画

3. 福祉計画

3-4 整備基準チェックリスト (3)

【8 興行場等の客席】 →該当無し

【9 車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者が通行できる通路】 →該当無し

【10 案内表示】

整備基準		チェック
1 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する部分への点状ブロック等の敷設	イ 廊下等の段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分	○
	ロ 傾斜路の傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分	○
	ハ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分	○
2 視覚障害者利用円滑化経路への線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導設備等の設置の有無		○
3 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路への点状ブロック等の敷設	イ 車路に近接する部分	○
	ロ 段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分	○
4 その他の案内表示	イ 乳幼児用いす等、乳幼児用ベッド等又はオストメイト対応設備が設けられている旨を表示した標識の掲示の有無	○
	ロ 車いす使用者用便房が設けられている旨を表示した標識の掲示の有無	○
	ハ 車いす使用者用駐車施設の表示の有無	○
	ニ 情報提供のための案内設備の案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等についての配慮	○

【11 その他】

整備基準	チェック
1 利用円滑化経路とするものに係る駐車場が建築物である場合には、当該駐車場を地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーターが停止する階に設けること。	該当無し
2 車いす使用者用浴室等	該当無し
3 車いす使用者用客室	該当無し
4 カウンター等を設置する場合の高齢者、障害者等への配慮	○

Ⅱ. 建築計画

4. 計画図

4-1 建築概要

工事名称	(仮称)史跡センター新築工事	
敷地面積		5,824.91 m ²
建築面積	建築面積	1,126.95 m ²
延べ面積	1 階床面積	999.24 m ²
	建ぺい率	19.35%
	容積率	17.16%
構造規模	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
	架構形式	ラーメン構造
	階数	平屋建
高さ	最高高さ	7.45 m
	最高の軒高さ	5.00 m
	床高	0.15 m
その他		

Ⅱ. 建築計画

4. 計画図

4-2 配置図

小牧市歴史館

小牧市青年の家

青年の家

66,400

27,000

17,200

計画建物

堀の内体育施設
(取壊し予定)

県道高蔵寺・小牧線

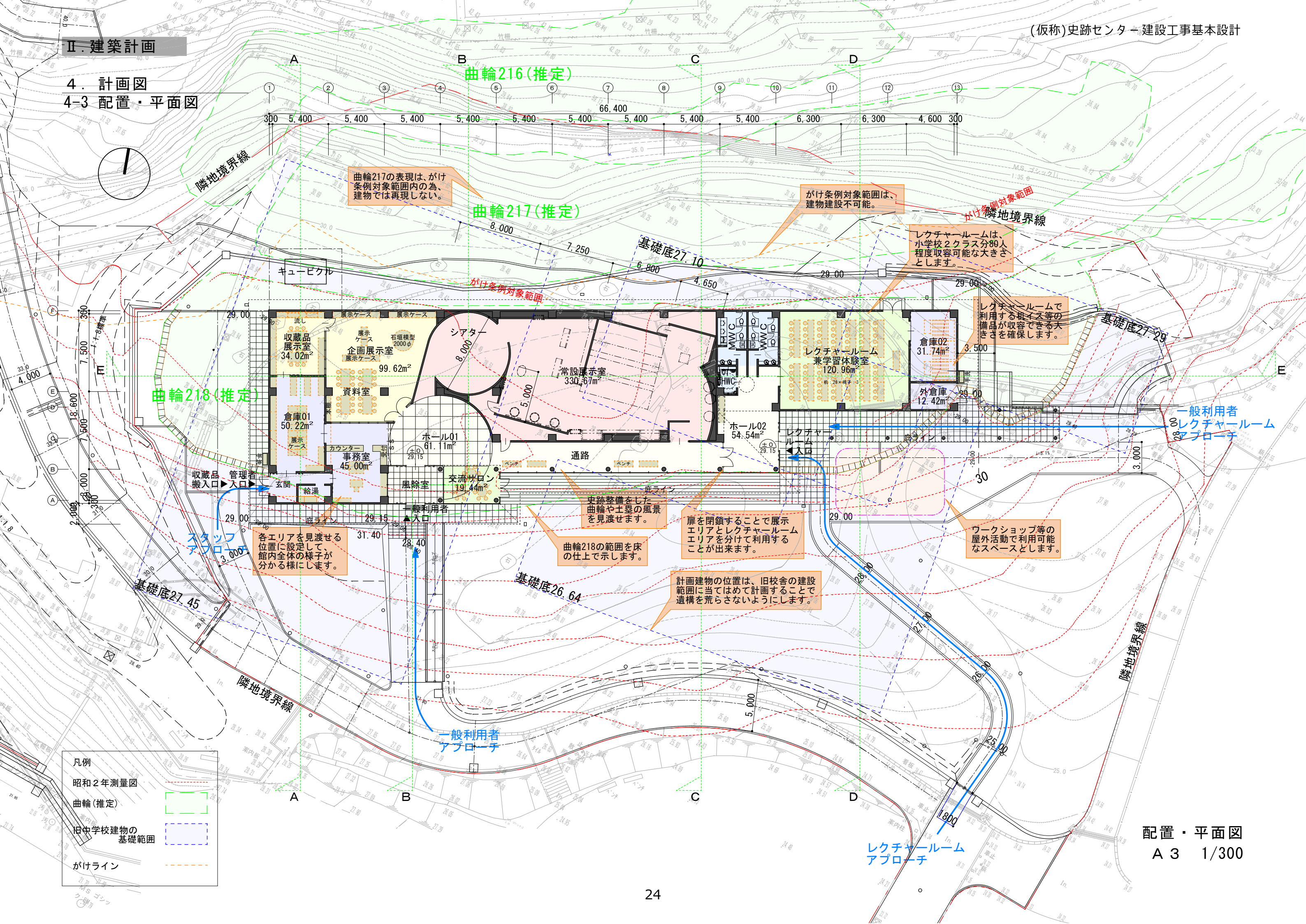
県道197号線

23

配置図

A 3 1/1000

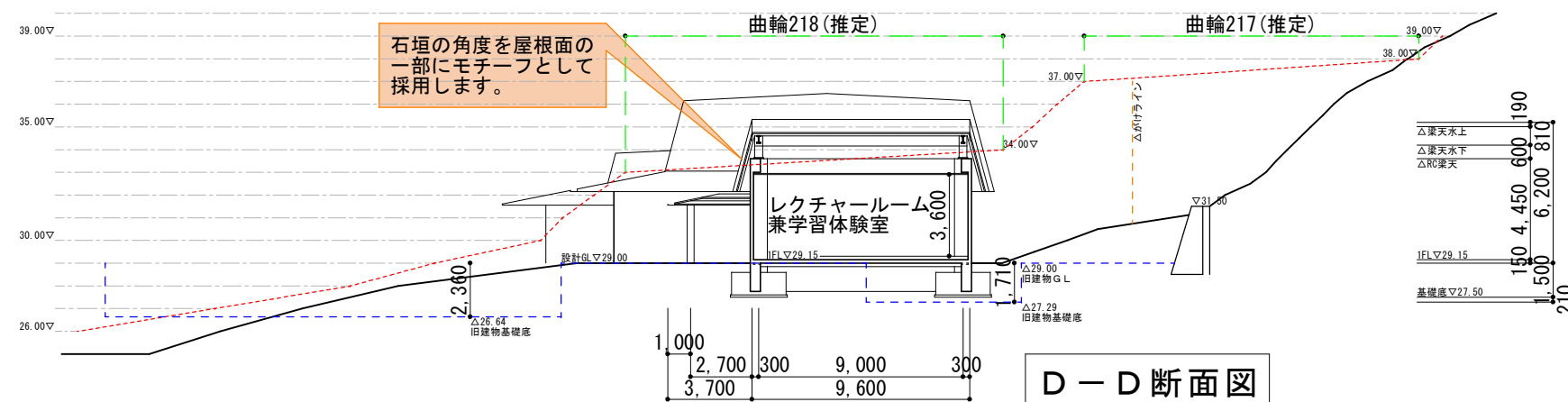
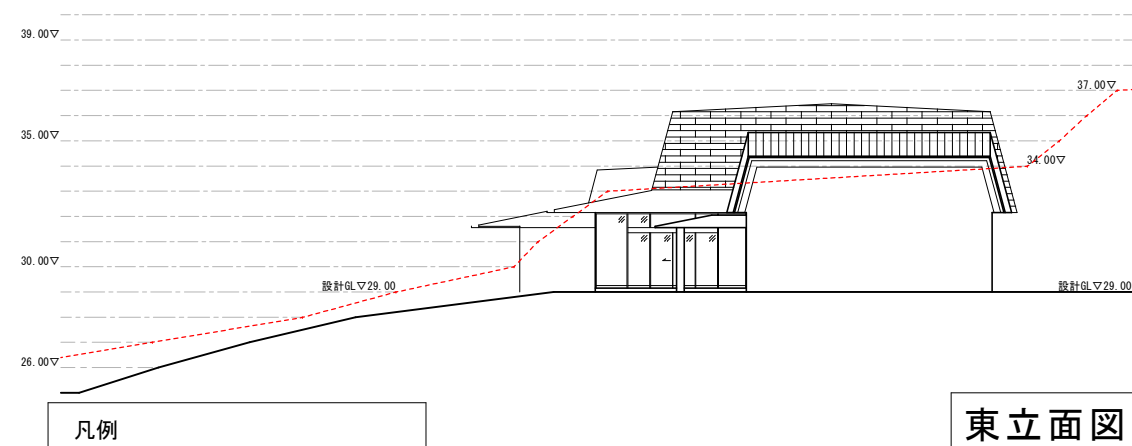
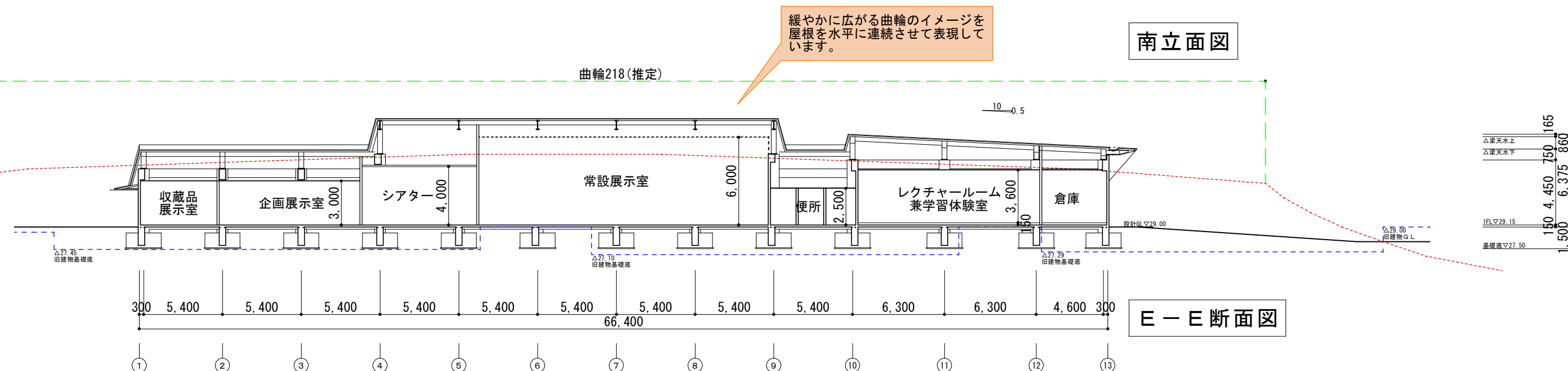
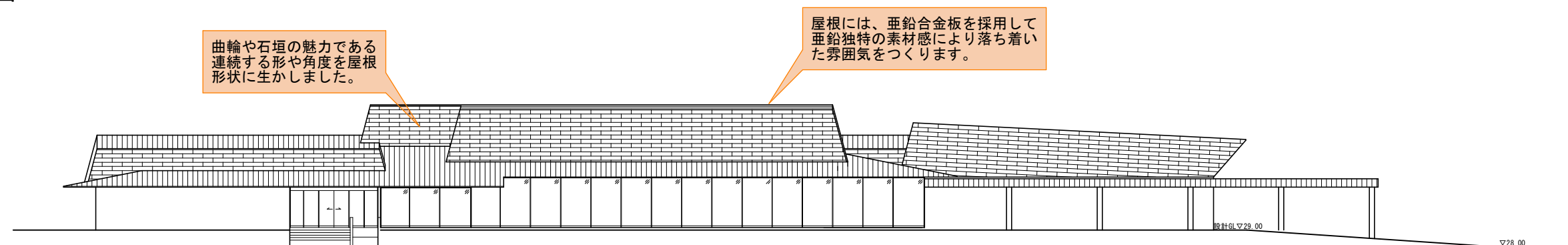
4-3 配置・平面図



配置・平面図
A 3 1/300

4. 計画図

4-4 立面·断面图01



凡例

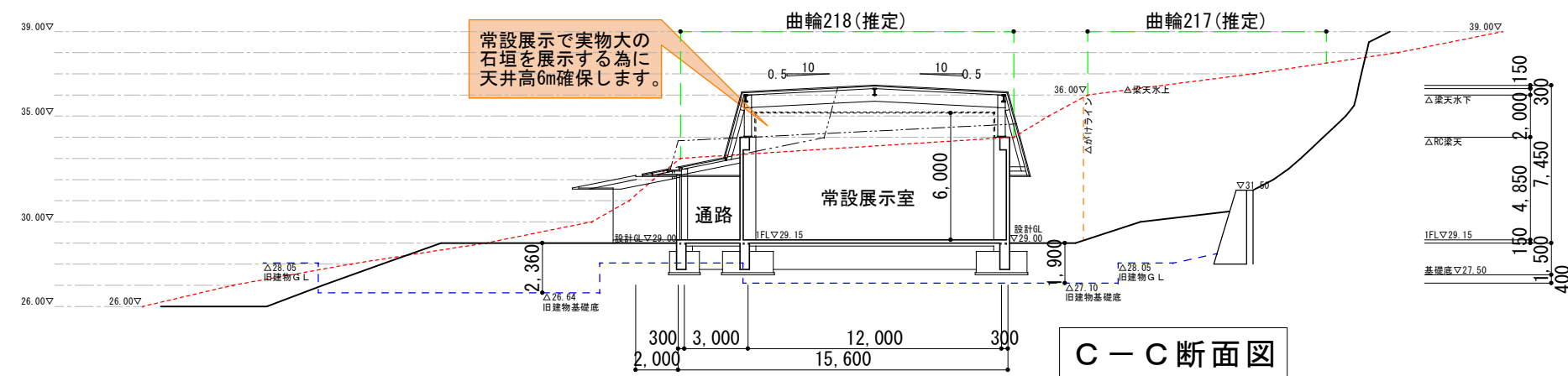
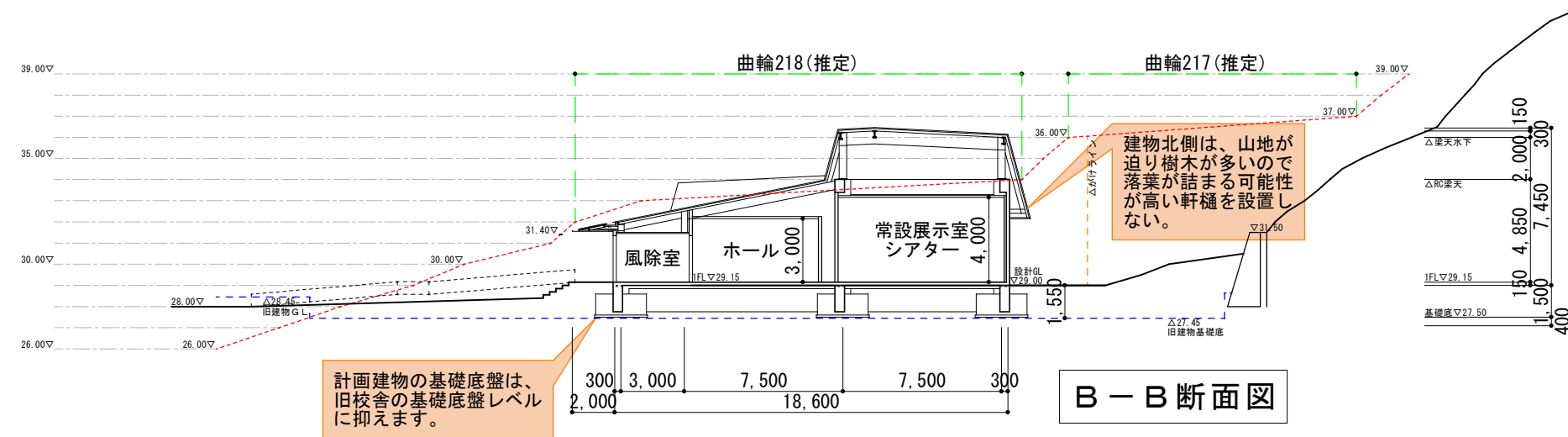
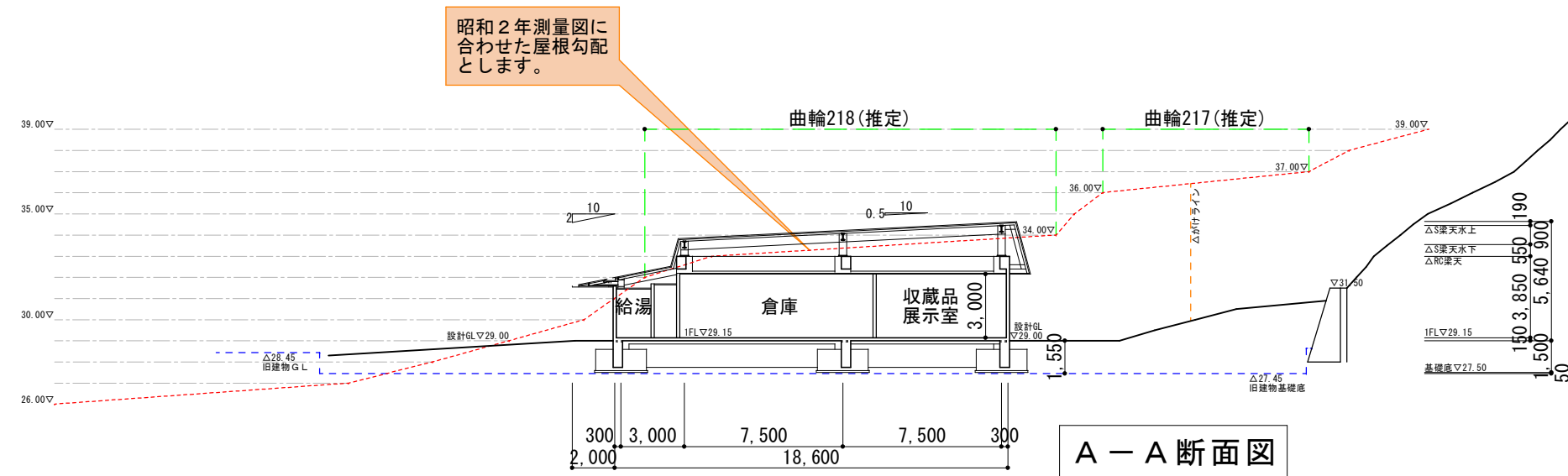
昭和2年測量図	-----
曲輪(推定)	-----
旧中学校建物レベル	-----
現況及び計画レベル	—————

立面・断面図01
A 3 1/300

Ⅱ．建築計画

4．計画図

4-5 断面図02



凡例

昭和2年測量図

曲輪(推定)

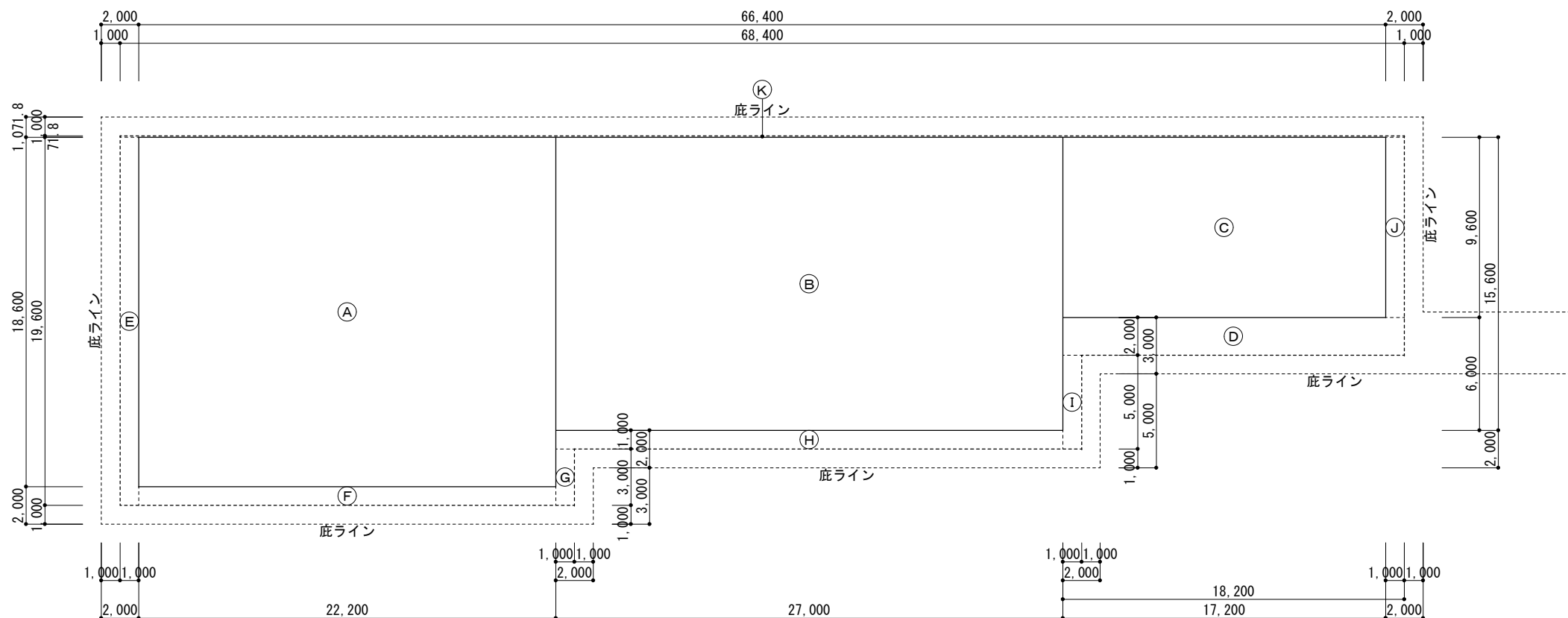
旧中学校建物レベル

現況及び計画レベル

がけライン

断面図02
A 3 1/300

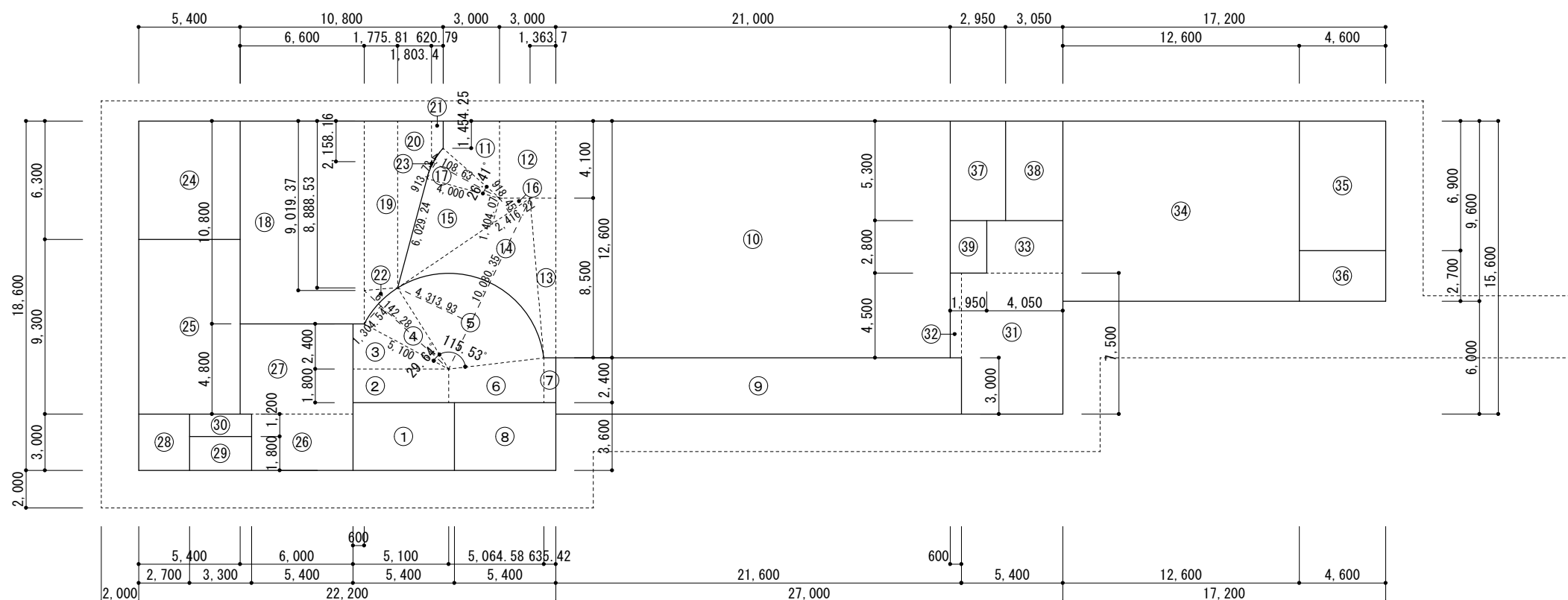
5. 求積図・求積表



建築面積・延べ面積：求積図

建築面積	延べ面積	延べ面積	延べ面積		
	番号	計算式	面積 (㎡)	延べ面積	建築面積
建物部分	(A)	22.2000 × 18.6000	412.9200	999.24	
	(B)	27.0000 × 15.6000	421.2000		
	(C)	17.2000 × 9.6000	165.1200		
庇、外部通路	(D)	18.2000 × 2.0000	36.4000	1126.95	
	(E)	1.0000 × 19.6000	19.6000		
	(F)	22.2000 × 1.0000	22.2000		
	(G)	1.0000 × 3.0000	3.0000		
	(H)	27.0000 × 1.0000	27.0000		
	(I)	1.0000 × 5.0000	5.0000		
	(J)	1.0000 × 9.6000	9.6000		
	(K)	68.4000 × 0.0718	4.9111		

室名	番号	計算式	室面積(m ²)		
風除室	(1)	5.4000×3.6000	19.4400		19.44
ホール01	(2)	5.1000×1.8000	9.1800		
	(3)	$(0.6000 + 5.1000) \times 2.4000 / 2$	6.8400		
	(4)	$5.1000 \times 5.1000 \times 3.14 \times 29.64 / 360$	6.7243		
	(5)	$5.1000 \times 5.1000 \times 3.14 \times 115.53 / 360$	26.2097		
	(6)	$(1.8000 + 2.4000) \times 5.0646 / 2$	10.6357		
	(7)	0.6354×2.4000	1.5250	61.1146	61.11
交流サロン	(8)	5.4000×3.6000	19.4400		19.44
通路	(9)	21.6000×3.0000	64.8000		64.80
常設展示	(10)	21.0000×12.6000	264.6000		
	(11)	$(1.4543 + 4.1000) \times 3.0000 / 2$	8.3315		
	(12)	3.0000×4.1000	12.3000		
	(13)	$(1.3637 + 0.6354) \times 8.5000 / 2$	8.4962		
	(14)	$(10.0804 \times 4.3139) - (5)$	17.2761		
	(15)	$(6.0292 + 1.4041) \times 4.0000 / 2$	14.8666		
	(16)	$2.4162 \times 0.9185 / 2$	1.1096		
	(17)	$4.0000 \times 4.0000 \times 3.14 \times 26.41 / 360$	3.6857	330.6657	330.67
企画展示 ・資料室	(18)	6.6000×10.8000	71.2800		
	(19)	$(9.0194 + 8.8885) \times 1.7758 / 2$	15.9004		
	(20)	$(8.8885 + 2.1582) \times 1.8034 / 2$	9.9608		
	(21)	$(2.1582 + 1.4543) \times 0.6208 / 2$	1.1213		
	(22)	$(6.1423 \times 1.3045) - (4)$	1.2884		
	(23)	$4.1086 \times 0.9137 - (17)$	0.0684	99.6193	99.62
収蔵品展示室	(24)	5.4000×6.3000	34.0200		34.02
倉庫01	(25)	5.4000×9.3000	50.2200		50.22
事務室	(26)	5.4000×3.0000	16.2000		
	(27)	6.0000×4.8000	28.8000		45.00
玄関	(28)	2.7000×3.0000	8.1000		8.10
給湯	(29)	3.3000×1.8000	5.9400		5.94
通路	(30)	3.3000×1.2000	3.9600		3.96
ホール02	(31)	5.4000×7.5000	40.5000		
	(32)	0.6000×4.5000	2.7000		
	(33)	4.0500×2.8000	11.3400		54.54
レクチャールーム 兼学習体験室	(34)	12.6000×9.6000	120.9600		120.96
倉庫02	(35)	4.6000×6.9000	31.7400		31.74
外倉庫	(36)	4.6000×2.7000	12.4200		12.42
MWC	(37)	2.9500×5.3000	15.6350		15.64
WWC	(38)	3.0500×5.3000	16.1650		16.17
HWC	(39)	1.9500×2.8000	5.4600		5.46
合計				999.2397	



室面積：求積図

求積図・求積表

A 3 1/300

Ⅱ. 建築計画

6. 仕上計画

外部仕上

屋根	亜鉛合金板（非加硫ブチルゴム裏打）一文字葺+アスファルトルーフィング+耐火野地板+母屋：C-100×50×20×2.3@600
軒裏	アルミパネル
外壁	装飾性塗壁+CON
開口部	アルミサッシ、カーテンウォール
外構	CON+モルタル+300角磁器質タイル ステンレスラインマット CON-T打増 厚10+ウッドデッキ

内部仕上

室名	床	壁	天井	天井高 (単位mm)
風除室	花崗岩 SUSラインマット	アルミサッシ	アルミパネル	2300
ホール01	タイル	石こうボードE P	岩綿吸音板	3000
交流サロン	タイル	石こうボードE P	岩綿吸音板	2300
通路（常設展示前）	タイルカーペット	抗菌メラミン不燃化粧板	岩綿吸音板	3000
常設展示室	タイルカーペット	石こうボードE P	システム天井	4000・6000
企画展示室・資料室	タイルカーペット	石こうボードE P	システム天井	3000
収蔵品展示室	塩ビシート	石こうボードE P	システム天井	3000
倉庫	合成樹脂塗床	石こうボードE P	ケイ酸カルシウム板E P	3000
事務室	タイルカーペット	石こうボードE P	岩綿吸音板	2300～3000
玄関	モルタル金こて	石こうボードE P	化粧石こうボード	2300
給湯	塩ビシート	石こうボードE P	化粧石こうボード	2300
通路	塩ビシート	石こうボードE P	化粧石こうボード	2300
ホール02	タイル	石こうボードE P	岩綿吸音板	3000
レクチャールーム 兼学習体験室	塩ビシート	石こうボードE P	岩綿吸音板	3600
倉庫	合成樹脂塗床	石こうボードE P	化粧石こうボード	3600
外倉庫	モルタル金こて	ケイ酸カルシウム板E P	ケイ酸カルシウム板E P	3600
MWC	タイル	抗菌メラミン不燃化粧板	化粧石こうボード	2500
WWC	タイル	抗菌メラミン不燃化粧板	化粧石こうボード	2500
HWC	タイル	抗菌メラミン不燃化粧板	化粧石こうボード	2500
S K	タイル	抗菌メラミン不燃化粧板	化粧石こうボード	2500
トイレ前室	タイル	抗菌メラミン不燃化粧板	化粧石こうボード	3000

Ⅱ. 建築計画

7. コスト縮減計画

- 構造・・・ 経済スパンにより、バランスの良い柱配置・耐震壁の配置により、安価でフレキシビリティの高い構造方式を採用します。
- 形態・・・ 平面形状をシンプルなプランにすることで無駄なスペースを減らし、工事費の削減を図ります。
- 施工・・・ 現況レベルと床底盤レベルを近づけて掘削工事費用を削減します。
又、発土量を減らすことでの残土処分費用の低減を図ります。
- 材料・・・ 特注品（オーダー品）の採用を避け、規格品・既製品・汎用品を採用して工事費の削減と施工方法の簡略化、施工精度の向上を図ります。
- 更新・・・ 規格品・既製品・汎用品の採用により、更新時の部品調達やメンテナンスの容易さを図ります。
- 長寿命・・・ 高耐久性の材料や工法を採用することで建物の長寿命化に努めます。
- 負荷低減・・・ 高気密、高断熱の材料を屋根や壁、建具に採用することで消費エネルギーの削減に努めます。
- 省エネ・・・ 空調・照明空間の細分化や照明・給水の人感センサー設置により、エネルギーの浪費を減らします。

Ⅲ. 構造計画

1. 構造計画の方針

本建物の基本設計にあたり、下記に留意して計画する。

1. 本建物はガイダンス施設という公共性を考慮し、耐震性の高いものとする。
2. 建物の構造上のバランスを考慮する。
3. 上記を考慮し経済的かつ構造力学的バランスのとれた計画とする。
4. 環境に配慮し、工期の短縮・省力化・省資源を考慮した構造とする。

2. 構造計算の方針

- ・ 構造計算は建築基準法、同施行令、社団法人公共建築協会「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づき設計を行う。
- ・ 耐震安全性の分類は下記とする。

構造体	… II類
建築非構造部材	… B類
建築設備	… 乙類
- ・ 各部計算は建築基準法、同施行令、国土交通省住宅建築局建築指導課「2001年版建築物の構造関係技術基準解説書」、日本建築学会各種計算基準及び社団法人公共建築協会「建築構造設計基準及び同解説」に準拠して行う。
- ・ 地震荷重は1次設計用標準せん断係数 $C_0=0.2$ 、2次設計用同係数 $C_0=1.0$ とし、せん断係数分布については建築基準法施行令のAⅰ分布による。
- ・ 本建物はII類の建物として重要度係数 $I=1.25$ を採用する。
- ・ 風荷重は建築基準法施行令による。
- ・ 各室の積載荷重は各室の使用用途を考慮して下記による。

	床 用 (N/m ²)	架構用 (N/m ²)	地震用 (N/m ²)	備 考
屋根	1000	0	0	S造屋根
展示室・ レクチャールーム 事務室	2900	2100	1100	
便所	1800	1300	600	住宅の居室の値

Ⅲ. 構造計画

3. 構造計算概要

●主体構造計画

- ・ 構造形式は耐震壁付ラーメン構造とする。
- ・ 耐震壁の配置に留意し、捻れの少ない建物とする。
- ・ 屋根は軽量化の為、鉄骨造とする。

●基礎地業計画

- ・ 建設予定敷地内で3箇所のボーリング調査及び室内土質試験の調査結果を基に設計する。
- ・ 予定している設計GLが現況より上がってくるので、表層地盤改良が想定される。
- ・ 各建物の架構を健全に且つ経済的に支持する基礎形式を選択する。

●使用材料

- ・ 本建物に使用する材料は、下記を標準とする。また材料の許容応力度は建築基準法施行令による。
- ・ 鉄 筋

D10～D16	SD295A
D19～D25	SD345
D29～D32	SD390
- ・ コンクリート 普通コンクリート $F_c=24\text{N/mm}^2$
- ・ 鉄 骨 SN400A、B、C

IV. 設備計画

1. 電気設備計画

1-1 計画の方針

電気設備の計画に当たっては、公共建築物であることを念頭に置き、

1. 信頼性、省エネルギー、維持管理の容易さを考慮した計画をする。
2. ライフサイクルコスト、ライフサイクルCO2を考慮した設備計画を行う。

1-2 受変電設備

本設備は、中部電力の配電線より高圧電力の供給を受け低圧電力に変圧して各負荷に配電する設備である。

受変電設備の方式は、屋外キュービクル式配電盤とする。

受変電設備概要	単相変圧器	100KVA～200KVA×1
	三相変圧器	75KVA～200KVA×1

1-3 幹線動力設備

本設備は、受変電設備の低圧配電盤以降電灯分電盤・動力制御盤に至る幹線設備、及び動力操作盤以降動力負荷に至る配管配線の動力設備とする。

動力負荷：空調動力等

1-4 電灯設備

- ・標準照度(JIS照度基準による)
全般照明の設計照度は、下記による。

室 名	基準照度(lx)	計画照度(lx)
事務室、企画展示、資料室、 収蔵品展示室、レクチャールーム	300～750	700程度
常設展示	200～500	300
ホール、湯沸、便所、倉庫	100～250	100～200

- ・トイレ、湯沸等には在/不在センサ制御を取り入れる。
- ・誘導灯
消防法に準拠して必要な場合は設置する。予備電源の方式は原則として電池内蔵型の器具を使用する。器具はLED器具を採用する。
- ・非常照明
建築基準法に準拠して必要な場合は設置する。予備電源の方式は原則として電池内蔵型の器具を使用する。器具はLED器具を採用する。

1-5 コンセント設備

使用目的が明確な200V機器を除き全て100V20A回路で供給する。

IV. 設備計画

1. 電気設備計画

1-6 電話配管及び情報配管設備

- ・ 電話設備
事務室にMDF、電話主装置、所定の場所に電話子機を設置する。
設置室：事務室、レクチャールーム、展示室
- ・ 情報配管設備（情報システム機器は別途とする）
情報系（A）、基幹系（B）、一般系（C）の3系統情報通信網を整備する。
MDFより各所に情報配管・配線（カテゴリー 6）を設置する。
外部よりの引込配線ルートを確保するが、受信・分配機器は別途工事とする。
情報受け口設置室
情報系（A）（B）：事務室
情報系（C）：レクチャールーム、展示室

1-7 トイレ呼出設備

多目的WCに緊急呼出押ボタンスイッチを設置し、事務室に受信機を設置する。

1-8 放送設備

消防法施行令第 2 4 条及び施行規則第 2 5 条他により非常放送設備は、必要なし。

一般放送用として 事務室に放送用設備を設置する。

1-9 TV設備

各室にTV受け口を設置する。

1-10 電気時計設備

必要に応じて電波式時計を備品対応にて設置する。

1-11 火災報知設備

消防法施行令第 2 1 条及び施行規則第 2 3 条他により自動火災報知設備を設置する。

1-12 機械警備設備

全域及び事務室に機械警備設備が設置可能なように配管設備を設ける。

IV. 設備計画

2. 機械設備計画

2-1 計画の方針

環境問題は日常生活における省資源・省エネルギーとともに、建築や設備の建設・使用・廃棄までの一連のライフサイクルにおける省資源・省エネルギーの重要性の認識が向上している。これに伴い、設備の分野においても耐久性に優れ、更新に対するフレキシビリティをもったシステム計画や、長寿命の機器材質の選択、また長寿命のための保守・管理が求められます。

今回計画建物に於いては、環境及び省エネルギー・省資源化を考慮した空調・給排水・衛生設備計画とする。

2-2 空調設備

- 1) 空調熱源としては、ライフサイクルコストが少なくエネルギー効率のよいものを採用する。
- 2) 空調機の選定に当たっては、使用時間帯、使用期間、熱負荷特性を考慮してゾーニングを行い、適切な機器配置とする。
- 3) 機器のON・OFF管理は部門ごとに集中して行えるものを検討する。

2-3 換気設備

- 1) 各室毎に適切な換気方式を選定し、機械換気による場合は低騒音・高効率機器を採用する。
 - ・ 事務室には空調換気扇を採用し、省エネルギー化を図る。
 - ・ 倉庫、便所等には第3種換気設備を設置する。
- 2) シックハウス対策換気設備
 - ・ 24時間換気はトイレ等の換気設備を利用する。
 - ・ 給気については居室外壁にレジスターを設置し、通気経路建具に建築工事にてガラリ等を設置する。
- 3) センサ以外は、原則的に部屋ごとにスイッチを設け手元運転する。

2-3 自動制御設備

エアコン集中制御（マルチエアコン付属スイッチによる）制御室は事務室とし、全体一括制御は行わない。

IV. 設備計画

2. 機械設備計画

2-4 給水設備

便所、給湯、流し台等に直圧給水方式にて給水する。

2-5 給湯設備

安全性を第一に、屋内は必要箇所に局所式電気式給湯設備を計画する。
湯沸室・収蔵品展示室に貯湯式電気温水器(洗い用：高温出湯なし)を設置する。

2-6 排水通気設備

- 1) 建物内は污水系統と雑排水系統の分流方式とし、屋外の污水枳にて合流方式とする。
- 2) 便所は乾式とし、床排水口は設けない。

2-7 衛生器具設備

- 1) 節水器具を採用する。
- 2) 保守性を考慮して表面処理陶器の採用をする。
- 3) 小便器は自動洗浄方式を採用する。
- 4) 洗面器は自動水栓(単水栓)とする。
- 5) 洋風便器には温水洗浄便座(擬音装置付)を設置する。
- 6) 多目的WCにはオストメイト対応とする。
- 7) 紙巻器は棚付2連紙巻器とする。

2-8 ガス設備

計画しない

2-9 消火設備

主要構造部を耐火構造+内装制限により屋内消火栓設備は設置しない。

2-10 排煙設備

排煙機による機械排煙設備は計画しない。

V. 工事費概算書

1. 直接工事費

躯体工事	一式	111,250,000
仕上工事	一式	135,940,000
設備工事	一式	112,190,000

直接工事費	計	359,380,000
-------	---	-------------

2. 共通仮設・諸経費

一式	86,070,000
----	------------

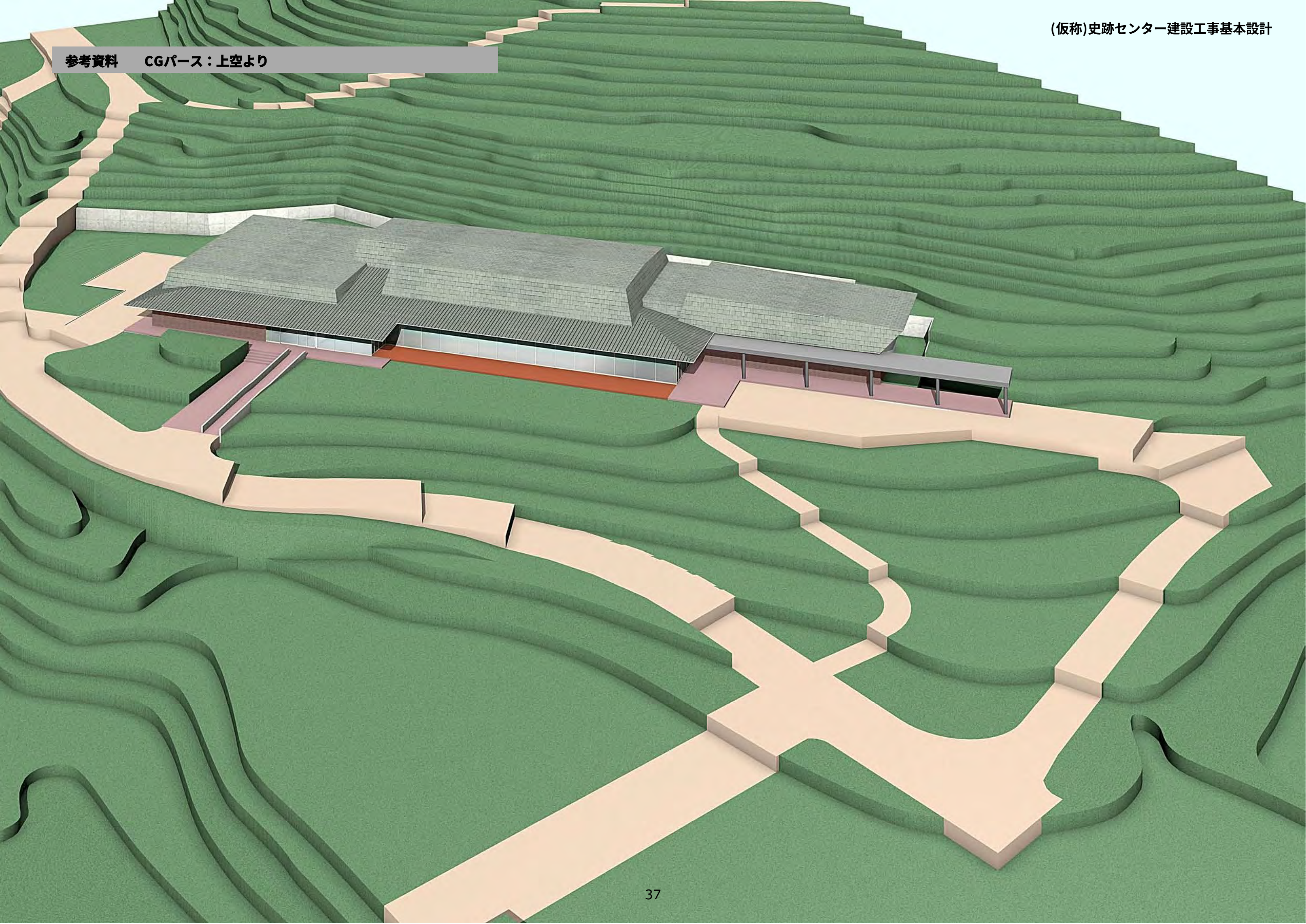
工事価格	445,450,000
------	-------------

3. 消費税及び地方消費税

10%	44,545,000
-----	------------

合計	489,995,000
----	-------------

参考資料 CGパース：上空より



参考資料 CGパース：敷地入口部分より

